

北区谷上東町3番7市有地の土壌調査結果と対策について

◆概要◆

- (1) 北区谷上東町3番7にある神戸市所有地において、自主調査として、土壌汚染調査を実施した。なお、当該地は土壌汚染対策法の適用対象ではないが、任意で実施した。
 - ・土地所在地：北区谷上東町3番7
 - ・面積：1,216㎡
- (2) 土壌調査の結果、土地の一部（約95㎡）で指定基準値を超える砒素（溶出量）が検出された。
- (3) 汚染されている範囲は、アスファルト舗装で覆っており汚染土壌の飛散はなく、また、地下水については、砒素の検出はされなかったため、土壌汚染による健康上の影響はないと考えられる。汚染土壌の掘削除去については今後対応する。

◆土壌調査の結果◆

- (1) 土地の一部から、砒素の土壌溶出量が、指定基準値0.01mg/l以下に対して最大で0.018mg/l（指定基準の1.8倍）検出された。汚染の範囲は深さ0.5m以内の土壌で面積は約95㎡であった。
- (2) 土壌汚染対策法に定める特定有害物質25物質のうち、砒素（溶出量）以外はすべて指定基準に適合していた。
- (3) 砒素の溶出量が指定基準値を超えた地点において地下水を調査したところ、砒素の地下水基準に適合していることから、地下水への影響は無いと考えられる。
- (4) 土壌汚染の原因は特定できなかった。

◆人の健康への影響◆

- (1) 汚染が判明した土地は臨時駐車場として一時使用しているが、汚染範囲はアスファルト舗装を施しているため、汚染土壌の飛散による健康への影響はないと考えられる。
- (2) また、地下水分析の結果、砒素は検出されなかったため、地下水による健康上の影響はないと考えられる。

◆対策について◆

指定基準値を超える砒素が検出された汚染土壌の掘削除去を実施する予定である。時期については今後検討していく。

◆参考（用語解説）◆

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する調査及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成 15 年 2 月 15 日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の使用廃止時など、汚染の可能性の高い土地について、土地利用変更等の一定の機会をとらえて調査することや、調査の結果、土壤汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずる恐れのある場合には、必要な措置を講じること等を定めている。

特定有害物質

揮発性有機化合物のベンゼンなど 11 物質、重金属等の砒素、鉛、水銀など 9 物質、農薬等の 5 物質、合計 25 物質に特定有害物質としての指定基準が土壤汚染対策法で定められている。

土壤含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている指定基準。砒素、鉛、水銀などの重金属 9 物質について設定されている。

土壤含有量基準は、長期的な影響をもとに設定されたものであり、したがって基準を少し超えた汚染土壤を摂食することにより、直ちに中毒（腹痛、頭痛、吐気、嘔吐等）を生じるということはない。また急性中毒は、鉛の短時間大量暴露によって起きるが、非常に少ない。

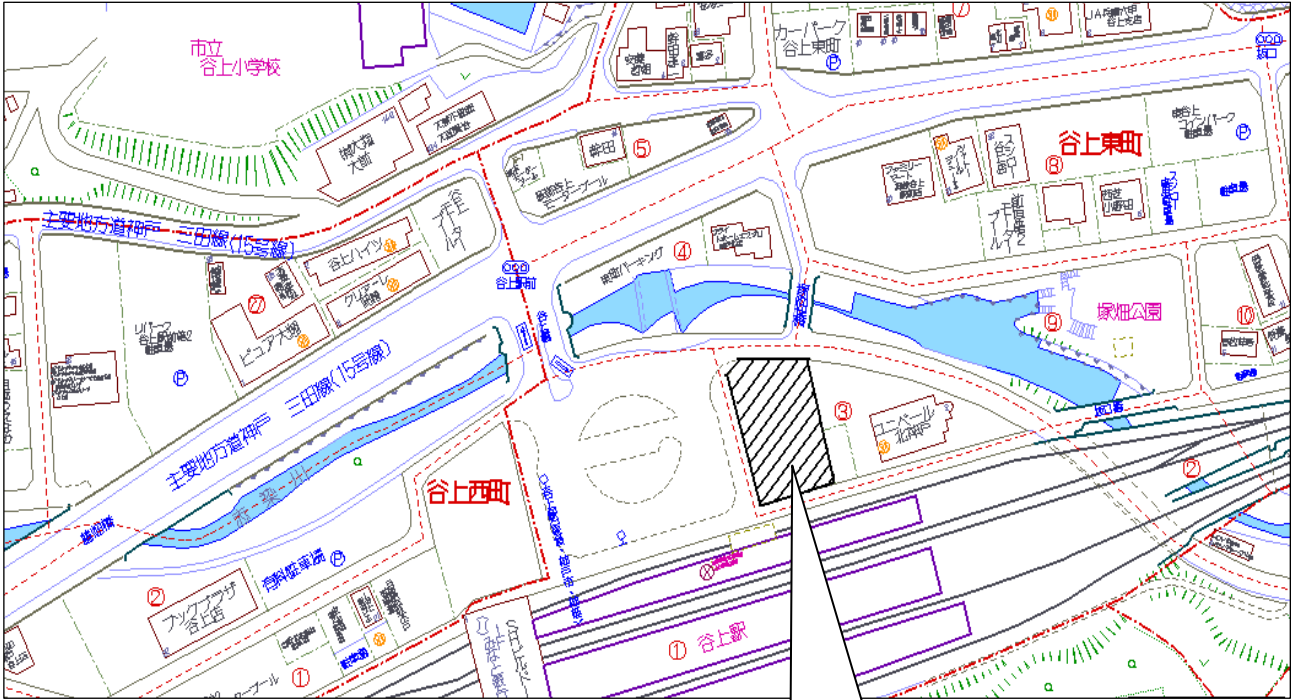
土壤溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている指定基準。揮発性有機化合物、重金属等、農薬等 25 物質について設定されている。

砒素

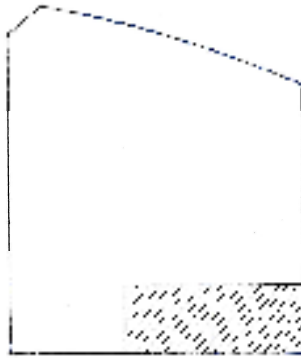
硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。用途として、半導体の原料、木材の防腐、防蟻剤、触媒、脱硫剤、ガラス脱色剤があり、過去には農薬として使われていた。砒素中毒症状として、体重減少、悪心、反復性の下痢と便秘、皮膚の色素沈着、角化症、いぼ、多発性神経炎、爪の横断白線、肝障害などがある。

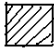
位置図



拡大図

(北区谷上東町 3 番 7)



 : 砒素の基準超過が判明した区画